# 阿見町議会会議録

平成27年第2回臨時会

(平成27年7月16日)

阿見町議会

### 平成27年第2回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◎第1号(7月16日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
○出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
• 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
• 諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
• 常任委員会所管事務調査報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
<ul><li>議案第69号(上程,説明,質疑,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	1 2
・議案第70号から議案第71号(上程、説明、質疑、討論、採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
<ul><li>議案第72号(上程,説明,質疑,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	2 6
○閉 会	2 9

## 第2回臨時会

#### 阿見町告示第121号

平成27年第2回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年7月2日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成27年7月16日
- 2 場 所 阿見町議会議場
- 3 付議事件
  - (1) 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)
  - (2) 朝日中学校トイレ改修工事請負契約について
  - (3) 朝日中学校空調設備工事請負契約について
  - (4) 阿見小学校区第1・第2・第3放課後児童クラブ建設工事(建築工事) 請負契約について

## 第 1 号

[ 7月16日]

### 平成27年第2回阿見町議会臨時会会議録(第1号)

平成27年7月16日(第1日)

#### ○出席議員

1番 柴 原 成 一 君 2番 藤平竜也君 3番 野 口雅弘君 4番 永 井 義 一 君 5番 海 野 君 隆 6番 飯野良治君 7番 平 岡 博 君 8番 久保谷 充 君 9番 川畑秀慈君 10番 難 波 千香子 君 11番 紙 井 和 美 君 12番 浅 野 栄 子 君 13番 藤井孝幸君 14番 吉田憲市君 15番 倉 持 松 雄 君 16番 佐藤幸明君 17番 諏訪原 実 君

#### ○欠席議員

なし

#### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 育 長 青 山 壽々子 君 教 総 務 部 長 横 田健一君 原尚彦君 町 民 部 長 篠 保健福祉部長 飯野利明君

生活產業部長 湯原幸徳君 篠 都市整備部長 﨑 慎 一 君 教育委員会教育次長 竿 留 一美 君 会計管理者兼 本 寛 則 宮 君 会 計 課 長 総務部次長 大 野 利 明 君 総 務 課 長 青 山 公 雄 君 企画財政課長 口勝美君 小 財 課 長 黒 井 寛 君 児童館長兼 村田敦志君 児童福祉課長補佐 都市施設管理課長 大塚康夫君 学校教育課長 朝日良一君

#### ○議会事務局出席者

 事 務 局 長 吉 田 衛

 書 記 大 竹 久

#### 平成27年第2回阿見町議会臨時会

#### 議事日程第1号

平成27年7月16日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調查報告
- 日程第5 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 議案第70号 朝日中学校トイレ改修工事請負契約について 議案第71号 朝日中学校空調設備工事請負契約について
- 日程第7 議案第72号 阿見小学校区第1・第2・第3放課後児童クラブ建設工事(建築工事)請負契約について

#### 午前10時00分開会

○議長(柴原成一君) 定刻になりましたので、ただいまから平成27年第2回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(柴原成一君) 日程第1,会議録署名議員の指名について,本臨時会の会議録署名議員は,会議規則第120条の規定によって,

6番 飯 野 良 治 君

7番 平岡 博君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長(柴原成一君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。 お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長(柴原成一君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第69号から議案第72号の4件であります。

次に、監査委員から平成27年5月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたの

で、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、 お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長(柴原成一君) 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調 香結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(海野隆君) それでは、おはようございます。それでは、命によりまして、先日行いました産業建設常任委員会事務調査について御報告を申し上げます。

去る平成27年4月6日・7日の両日,阿見町が直面する道の駅整備に関連する農産物等加工及び販売までの一貫した商品開発等を学ぶために,委員6名,生活産業部長,事務局員1名で,特産物開発・6次産業化の先進地である長野県小布施町及び東御市を視察し,研修を行いました。

1日目の長野県小布施町は、県庁所在地長野市から30分足らずの距離にあり、生活圏に入ります。長野県で最も面積の小さな町で、東西5.7キロメートル、南北4.8キロメートル、人口1万1,000人の南北にも東西にも1時間足らずで行けるコンパクトシティです。この小規模な町に年間120万人以上の観光客が押し寄せています。高品質なイメージの確立に成功した小布施ブランドは全国に多くのファンを持っています。

御挨拶をいただいた小布施町議会副議長の関悦子さんは、茨城県の旧玉造町の御出身で結婚 して41年前に長野県にいらしたそうです。お母様は94歳で存命されており、茨城県の様子は阿 見町も含めてよく御存じでした。関さんは無所属で3期目、小布施町議会初めての女性副議長 で、5月に就任したばかりだということです。

御説明・御案内をいただいたのは小布施町産業振興課の冨岡広記課長補佐及び三輪茂議会事 務局長でした。

小布施町は江戸時代に千曲川の船運が盛んに行われ、月に6回開かれた定期市である六斎市が開催されるなど、北信濃の経済文化の中心地として栄えており、幕末に葛飾北斎や小林一茶などの文化人がたびたび訪れるなど、地域文化の素地があったということでした。また、明治

から大正にかけては養蚕業が盛んで、町の基幹産業になっていました。

もともと経済力が備わっており、有名な小布施の栗も栽培の歴史をたどると室町時代に行き着くそうです。江戸時代には将軍家に献上するなど全国的にも有名で、品種改良が続けられてきたということです。町内には現在7件の栗菓子業者があり、栗の加工・商品化については、もともと長年磨き上げてきた技術があり、さらに新宿高野屋等の大都市の業者と連携することにより、全国で通用する加工技術とパッケージも含めた商品化に成功したようです。

小布施町の栗の生産料は全国に目立つほどの栽培量ではなく、年間出荷量の順位を見ても小布施町はランクに入っていません。それなのに、なぜ小布施の栗は大変に有名なのかというと、小布施をブランド化しているからだそうです。茨城からも栗菓子の原材料として、相当な量の栗が入っているということでした。

小布施は、現在でも第1次産業に就業する割合が約4分の1を占める農業の町だそうです。 地域資源である栗やブドウ・リンゴ・桃などのブランド化を実現するためには、ビジネスとしてしっかりと育てることが不可欠で、加工による高い付加価値をつけた商品に育てるという視点を常に持って考えていくということをしているそうです。

また、小布施町には企業連携思想というものがあり、小布施という地域ブランド力を高める ために協力するという姿勢で、地域全体の発展を図る中で個別の企業も発展していくというこ とに徹し、全てはまちづくりにつなげて考えると説明されていました。

小布施町に観光客が押し寄せるのは、その町並みの美しさにあります。そのきっかけとなったのは、昭和40年代に人口が減少した時期、人口増加のために600戸ほどの宅地造成を行い、外部から移住・定住策をとったことにとあります。町は宅地造成で生み出した資金を使って、当時周囲は田畑ばかりの地に葛飾北斎館を整備しました。その理由は、葛飾北斎の肉筆画を収蔵・修理・公開するためのものでしたが、同時に新旧住民の融和のシンボルともなっていったようです。その北斎館が外部からの多くの観光客が訪れる起爆剤となりました。

そうして整備された北斎館の周辺から、美しい景観をつくろうという機運が生まれて、しっとりと落ちついた伝統的和風建築様式に統一された町並みができ上がりました。それは居住する住民の協力がなければ実現をいたしません。小布施町の担当者は、その協力を住民地域連携思想があると表現しておりました。

1980年代に花のまちづくりを主要政策に据えて、町を美しくする事業――花のまちを始めたのはそうした基盤があったからだということです。1989年に竹下内閣によるふるさと創生事業の一環として、「景観と花のあるまち、ヨーロッパ花のまちづくり研修」を実施し、これまでに延べ150名の町民がヨーロッパやカナダなどに派遣され、本場の花づくりやおもてなしを学び町に持ち帰ったようです。1990年には「うるおいのある美しいまちづくり条例」を制定し、

花や緑による潤いのある景観の推進を進めてまいりました。1992年には花の町の産業化を目指して、フローラルガーデン小布施を情報発信基地として整備し、ハウスを町が建築して町民にリースすることで花産業の事業化を図っています。

そうした基盤の上に、小布施町は2000年に38件が参加して、個人が育てた庭園を公開するオープンガーデンを始めました。観光客のためではなく、豊かな生活文化の交流というコンセプトですが、美しいまちづくりにしっかりとつながっていると感じました。

フローラルガーデン小布施に隣接した場所に、小布施町6次産業センターがありました。6次産業センターは、農業が食料品の原料のみ提供する1次産業にとどまることなく、食品加工 ——2次産業や販売・情報・観光——第3次産業へも積極的に乗り出し、付加価値の雇用の場をつくり出す創業産業を目指したものです。

6次産業センターと同じ建物には農産物直売所もあり、ここでは小布施産の栗・桃・リンゴなどの果物や野菜類などとともに、この6次産業センターで加工されたリンゴジュースやクッキーなどが商品として販売されています。小布施町では、ただ商品を売るだけではなく小布施産商品のブランド化を目指し、小布施にしかないもの、小布施でしか味わえないものという付加価値を商品につけ、小布施ブランドを確立しています。このことが直売所にも大いに活気を与えています。これらは小布施町振興公社が運営をしています。

阿見町でも,道の駅整備に伴う特産物の開発,加工による商品化などは喫緊の課題であり, 最低限加工センターの整備を最優先で行うことが必要だと痛感してまいりました。

2日目の長野県東御市は平成16年に東部町と北御牧村の2町村が合併して誕生しました。発足時の人口は約3万2,000人でしたが、平成26年の統計では3万1,000人と人口減少傾向にあります。地理的には長野県の東部に位置し、北は上信越高原国立公園の浅間連山、南は蓼科・八ヶ岳連峰の雄大な山並み、島崎藤村が詩に詠んだ千曲川の清流という豊かな風土と歴史に恵まれた美しい市です。

浅間連山の噴煙が遠望できました。中世には東信地方一帯を支配してきた海野氏を初め望月氏,布下氏,諸沢氏によって統治されてきました。日本の道100選,重要伝統的建造物群保存地域に選定された北国街道海野宿は江戸時代の面影を残し,現在では重要な観光資源となっているようです。市の北部にかかる上信越高原国立公園の湯の丸高原はレンゲツツジの大群落,コマクサ,アヤメ,マツムシソウなど多種類に及ぶ高山植物の宝庫で,フラワートレッキングに最適の花高原として親しまれています。

対応していただいたのは、櫻井寿彦東御市議会議長及び金井産業経済部農林課長、小林幸司 農政係長、堀内和子議会事務局次長です。また、堀内和子次長には市内を御案内いただきまし た。 また, 祢津地区のワイナリーである小山英明株式会社リュードヴァン代表, 道の駅雷電くる みの里では清水俊文駅長に説明をいただきました。

東御市は、年間平均降水量が1,000ミリメートルと雨の少ない地域で、江戸時代に桑の栽培が始まり養蚕業が産業として発展をしました。しかし、昭和に入るころから衰退が始まり、戦後にはすっかり桑畑は急速に減少してしまいましたが、桑畑の適地はワイン用ブドウを初めとしてクルミ、巨峰、リンゴなど多くの果樹園芸作物の適地でもあり、栽培種の切り替えが行われました。クルミの生産は日本一ということで、加工されたさまざまな商品が道の駅に並んでいました。

ワイン用ブドウ栽培に適した気候だった東御市内のワイン用ブドウ栽培のきっかけは、1992年春にエッセイスト・画家の玉村豊男氏が市内田沢地区に約1~クタールの土地を購入して、苗木を定植したのが始まりで、この経過は「千曲川ワインバレー・新しい農業への視点」――集英社新書、に詳しく書かれています。

玉村豊男氏は、2003年に市内では初めてのワイン生産のための醸造所ヴィラデストワイナリーを開業しました。その後、新たなワイナリーが続き、ワイン用ブドウを栽培する新規就農者及び作付面積は年々増え続け、産業として育ちつつあります。ワイナリーは現在5カ所――平成27年4月現在、になっています。1~クタールから始まったワイン用ブドウ栽培作付面積は平成26年度末では26~クタールと飛躍的に拡大をしています。全体の半分は植えつけ直後で、果実を収穫しない未成園で本格的に収穫できる5年後には、ワイン生産量の飛躍的な増加が見込まれているということです。

ヴィラデストワイナリーが生産する、標高850メートルの高台で栽培され醸造されたワインは、洞爺湖サミットのランチワインに採用されるなど、ワインコンクールでもたびたび金賞を 受賞するなど高い評価を受けているということです。

平成22年からの5年間で新規に就農したのが31名,そのうちワイン用ブドウ栽培農家は14名だったそうです。旧来の巨峰等の生食用ブドウ栽培農家からの参入ではなく,市外から新たに東御市に移住して取り組む方々が大半で,離農者は家庭の事情で1名いたものの,その他の全員は継続して就農しているということです。新規就農者への支援は,国の制度と東御市の制度を組み合わせ手厚いものがあり,例えばJA信州うえだが運営するうえだファームへの農業研修を受け入れ,研修中は社員として手当を支給しています。研修修了後は研修圃場を経営農地としてあっせんする仕組みとなっています。

東御市独自のワイン用ブドウ新規就農者への支援は、就農へ向けての2から3年間の準備期間に就農者住宅の提供、熟練のブドウ農家が里親となって技術的な指導を行う、苗木の購入補助などを行っています。またワイン用ブドウの栽培に特化した補助金は、①苗木購入補助、②

垣根栽培用のトレリスの購入・修繕に対する補助、③国の2分の1の補助に加えて市が独自に 2分の1を補助することで全額補助になる荒廃農地復旧に対する補助等を支援しています。

東御市では、平成20年11月にワイン特区の認定を受け、酒税法上の醸造免許の取得に関して 果実酒・ワインは2キロリットル以上、リキュールにあっては1キロリットル以上から醸造免 許が取得できるようになりました。東信地方では平成25年に坂城町、平成26年に上田市、平成 27年に小諸市が特区を取得しましたが、その他の千曲市、立科町、長和町、青木村を含めて広 域的ワイン特区として認定が受けられるよう手続が進められています。広域的な認定を受ける と、東御市以外の市町村からのワイン用ブドウも受け入れることができるというメリットがあ るようです。

東御市では、ワイン用ブドウを荒廃農地復旧のための戦略的作物に位置づけて、現在市内の 祢津地区にある約30へクタールの荒廃農地を、県営土地改良事業としてワイン用ブドウ栽培団 地に造成する事業を進めています。ここに新規就農者及び希望者へまとまった農地を紹介しよ うとしています。これによって、作物の混在化による散布された農薬が、目的外の作物に付着 してしまう現象であるドリフト問題を解決するとともに、機械化を進め、作業の効率化とコス トの削減を進めたいとしています。

その後ワイン生産のための醸造所リュードヴァンでワイナリーの見学をさせていただきました。リュードヴァンは30~クタールの栽培団地の予定されている袮津地区にあります。代表の小山英明氏は、ワインを愛しワイン文化を地域に定着させたいという思いが大変に強い方です。東御市は降雨量が少なく土壌が粘土質であることなど、ワイン用ブドウ栽培に適した土地であることから、ブドウ栽培農地を探していた昭和50年代にリンゴ栽培を放棄した農家の方とめぐり会い、以来10年をかけて抜根伐採を行い、今日のブドウ園に育ててきました。

現在国は、これまで海外からブドウ液を輸入してさまざまのものを加えたり、ワイン原酒を輸入して国内でブレンドして瓶詰するということではなく、本当の意味での純国産ワイン――日本ワインをつくろうとしているということです。そうした事情の中で、ワイン用国産ブドウの争奪戦が今後激しくなるだろうと予想をしております。ワインの風味は、産地の独自の風土から生まれるもので、原料であるワイン用ブドウの栽培から醸造販売までのサイクルを、約1億4,000万円を投じたリュードヴァンワイナリーを中心につくり上げたいという意欲を燃やしています。

小山氏は集落に住み、集落の一員として共同作業も行い、信頼を獲得しながら徐々に栽培面積を拡大しています。2006年に耕作放棄され雑木林と化したかつてのリンゴ畑0.8~クタールから現在は栽培面積5.3~クタールとなっています。ワインの香りがする保存庫は、品質がよいおいしいものをつくろうということに徹しているようでした。

最後に,道の駅雷電くるみの里を視察しました。道の駅は上田の中心市街地と小諸市を結ぶ上信越自動車道の小諸インターと東部湯の丸インターの中間に位置し、計画時の1日の交通量は1万5,000台で、夜間の通行量も多い場所に立地しています。大型車20台、普通車100台、身障者用2台の駐車スペースがあり、年中無休で営業しています。平成15年9月にオープンし、運営形態は指定管理者制度による運営となっています。指定管理者は①道の駅雷電研究会一市内の意欲のある経営者等、②道の駅農産物直売組合、③道の駅女性味の研究会、④信州うえだ農業協同組合の4者が出資し設立した有限会社雷電くるみの里であります。従業員は正社員21名、臨時社員6名の合計27名となっています。

運営方針は徹底して東御市産――地元産にこだわり、特に農産物については農産物直売組合と連携しながら販売をしてるようです。当初冬期間の野菜の確保ができずに、困ったことがあったようです。平成17年度に東御市が地産地消の推進と市内直売所における冬季間の野菜の確保を図るために、農産物のハウス栽培施設設置補助事業――補助率35%を実施したので、道の駅では直売組合に対して市の補助金に10%の上乗せ補助――市と合わせて45%を決めて、現在では真冬でもほぼ毎日売り場が農産物で埋まる状況になっているということです。

フルオープンの平成16年度来場者——レジ通過者は28万5,000人, 売上高 2 億7,600万, 平成26年度は45万9,000人, 5 億3,800万となり, オープン以来11年間増収増益を確保しているということでした。来館者は平成27年 3 月末時点で447万人を突破したということです。

今回の研修視察は、特産物開発・6次産業化を学ぶという目的でしたが、まちづくり・地域づくりという観点からも大変に参考になる研修となりました。

最後になりましたが、研修を受け入れてくださった小布施町及び東御市の関係者には大変に お世話なりました。この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げまして産業建設常任委 員会研修視察の報告といたします。

以上です。

○議長(柴原成一君) 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第69号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めること について)

○議長(柴原成一君) 次に、日程第5、議案第69号、専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 皆さん,おはようございます。

本日は、平成27年の第2回臨時会招集をしましたところ、議員各位にはお忙しいところを、 御出席を賜りありがとうございます。

今,常任委員長――産業建設常任委員長の説明,非常に詳しくありました。オープンガーデン等は小布施でっていうことで,飯野議員や川畑議員の質問等でもありましたし,新しいものをどうつくるかということも,こないだ茨大の農学部部長がですね,七夕さんという女性の人を連れてきていただきました。私前々から大和芋とかね,そういう練りイモですね,それに色ができないかということで,それで七夕さんという女性を中心にしてやるということでね,非常に喜んでおります。6次産業化も非常に東京農大との連携も進んできてますしね,どんどん行けるじゃないかなと非常にいいお話を聞いたなと思います。

また、6月の議会においてはですね、やっぱり道の駅の補正予算が出ました。反対はありましたけど、何とか通さしていただいて、これを進めることができるということは、非常に私としても喜んでいるところでございます。

それでは、議案第69号、損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案 理由を申し上げます。

本案は平成27年3月9日午後8時30分ごろ,阿見町大字小池6番地の1先の町道第1568号線を荒川方面から牛久市方面へ移動中,道路の路肩に穴があいており,自動車の車輪を破損する損害を与えたので,地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め,同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので,同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

慎重審議の上承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(柴原成一君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認めます。

よって議案第69号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第70号 朝日中学校トイレ改修工事請負契約について

議案第71号 朝日中学校空調設備工事請負契約について

○議長(柴原成一君) 次に、日程第6、議案第70号、朝日中学校トイレ改修工事請負契約について、議案第71号、朝日中学校空調設備工事請負契約について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 議案第70号,朝日中学校トイレ改修工事請負契約について,提案理由を申し上げます。

本工事は、朝日中学校トイレの老朽化に伴う改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成28年2月26日までです。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

次に、議案第71号、朝日中学校空調設備工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、朝日中学校の空調設備の改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるも のであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成27年12月18日までです。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(柴原成一君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

- 3番野口雅弘君。
- ○3番(野口雅弘君) えーっとですね、参加要件なんですけど、特定建設業の許可を有してる管工事……。まあ、どっちもなんですけど、電気工事800点以上、こういう……。これだと、この条件で阿見町の業者ってのは入れるものなんですかね。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。
- ○学校教育課長(朝日良一君) はい、お答えいたします。

調べましたところ、阿見町の町内業者さんは一般建設業の許可しか有しておらず、特定建設 業の許可を持ってないということがわかっております。以上です。

- ○議長(柴原成一君) 3番野口雅弘君。
- ○3番(野口雅弘君) そうなってくるとね、今まで電気工事にしろ管工事にしろ、どこの小学校中学校でも修理とか、それ全て阿見の業者がやってるわけですよね。基本的に。そういうのに阿見の業者が入れないような入札方式でこれからも続けてく予定ですか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日良一君。
- ○学校教育課長(朝日良一君) お答えいたします。

まず、こういったトイレの改修及びエアコン設置工事につきましては、これからもですね、 年次計画をもって順次進めていきたいと思っております。で、今回の工事につきましては、工 事の規模がですね、こういった金額になってます。そういったことから特定建設業という許可 を必要だっていう判断したんですけれども、これからの工事、今後やっていくことにつきまし ては、いろんな発注方式をもうちょっと具体的に検討させていただきまして、町としましても 地元業者さんを育成するっていう視点はございます。そういったことから、そこら辺もうまく 勘案できるようにいろいろ検討してきて、来年度からはやっていきたいと考えております。以 上です。

- ○議長(柴原成一君) 3番野口雅弘君。
- ○3番(野口雅弘君) そうなってくると、来年度からは阿見の業者が入れるような建築方式 を考えるということでよろしいんでしょうか。
- ○議長(柴原成一君) 朝日良一君。
- ○学校教育課長(朝日良一君) はい。まだ予算がですね、来年度の予算は決まっておりませんから、ここではっきりとは申し上げられませんが、なるべく地元の業者さんがですね、一般 建設業の業者さんがとれるような形態の工事の発注ができる可能性もありますので、そういったことについて前向きにちょっと検討していきたいと思います。
- ○議長(柴原成一君) ほかに質問は。

5番海野隆君。

○5番(海野隆君) 聞いておりますとですね、十分にね、今回検討しなかったと、こういう ふうにも聞こえるんですよ。はっきり言うとね、朝日課長ね、申しわけないんだけどもね。

で、私ね、もうちょっとね、別な観点から聞きたいんですけれども、そもそもですね、このトイレの改修工事、これはね、阿見ではね、この管工事業者やってますけども、ほかの市町村では建築工事として取り扱っているところもあるようですね。なぜ、今回建築工事として取り扱わなかったのかということについて、まずお伺いします。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日良一君。
- ○学校教育課長(朝日良一君) はい、お答えいたします。

ほかの市町村でそういった状況もあるかと思います。で、それはあくまで建築一式工事という中で、この管工事も含めて取り扱ったかと思われます。こちらとしましては、今回トイレの 改修だけですので、許可業種の中でも管工事で十分対応できるということで、こちらの業種と したものです。以上です。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) えっとですね、例えばね、守谷市、守谷市でね、7月8日に入札がありました。これはね、トイレの改修工事です。わかってますよね。ここはね、ある建設会社がね、まず建築部分をやると。で、多分この建築業者はね、工期の設定とか、割り振りとか、足場を組むとか、いろんなことをやって、それでもってね、全部整備して、それでそのトイレならトイレを据えつけると。で、その後の、最後の行事を全部してですね、やると。これが普通のね、やり方なのではないかと私は思うんですね。そのほかのね、いろんなものがあるんならまだしも、これね、トイレの改修工事ですよ。

それで、お聞きしたいんですけれども、今回のね、9,800万円……。いや、ごめんなさい。 9,158万4,000円。これは消費税込みかな。このうちね、いわゆる建築工事というふうにされる 部分というのは何割占めてますか。

- ○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日良一君。
- ○学校教育課長(朝日良一君) お答えいたします。

直接工事費のほうで見ますと、大体5割ぐらい。ただ、この中にも純然たる建築ではなくてですね、トイレの改修部分も入っているので5割ぐらい。一応工事の区分としましてはなっております。以上です。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 多分そうだろうと思うんですね。例えばね、トイレをね、撤去したり、 コンクリートに穴あけたり、ね、その後トイレを補修したり、床をですよ、直したり、これみ

んな建築工事なんですよね。5割以上のね,5割以上だと思いますよ。5割以上のその工事部分を占める工事ならば、これは建築工事がね、とらなくちゃいけないんじゃないですか。なぜ、これ管工事業者という形で分類した……。分類っていうか、やったんですか。

- ○議長(柴原成一君) 朝日良一君。
- ○学校教育課長(朝日良一君) お答えいたします。

こちらの建設業の許可業種が今28業種ございます。その中で管工事というのは、こういうトイレの設備改修を行う工事であるというふうに具体的に記載されてます。そういったことから、そちらができる業種だと、こちら判断しまして今回は設定しました。

- ○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) これ議会のほうでも分離分割ということで,まして管工事なんですから,管工事の人がね,十分できる工事なんですよ。建築工事じゃなくて,やっぱりトイレのね,改修工事ですから,十分管工事でできますし,電気工事と……。電気工事は電気工事と分離分割ということで,皆さんそうやって言ってるんじゃないですか。やっぱり建設工事,ぽんと出すんじゃなくて,やっぱり管工事と電気工事という形で出すのが,これは当たり前だと私は思っております。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) それは、先ほどの朝日課長と野口議員のやりとりを聞いていないかのごとくのね、その話ですよ。いいですか、先ほど朝日課長と野口議員は、これ地元業者全然入ってないじゃないのと。何のためにこれ、分離発注したんですかと。で、今、朝日課長も、それから町長も、分離発注して地元業者育てるんだ、地元業者に工事の機会を与えるんだ、そういうふうに言ってるにもかかわらず、何でこれ……。今回は全然地元業者は1社も入ってないですよ、入ってますか。
- ○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。
- ○5番(海野隆君) いやいや、町長でしょう。
- ○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 分離分割って先ほども言いましたけど、分離分割だからって地元業者が入るっていう、そういう決まりはありません。やっぱりその金額、800点という1つのね、ものがあるわけですから、それに対して、じゃあどの業者が入れるかっていう話であって、全てがね、町の業者が入れるという状況にはないんじゃないですか。今までだってそういう契約方式をとってきたわけですから。全てが町の業者でやれるという事業があるなら、それはもう一番いいんですけど、やっぱり、そこはやっぱり規模とかそういうものがあるわけだからね、それをやっぱり理解していただかないといけないじゃないかなと思います。

○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) あのね、理解できないから聞いてるの。理解できないから。ね、町はこの間、ね、分離分割発注をするという目的は地元業者を育成していくんだと。ね、受注機会を与えて、それでもって大きくなって、ね、ほかの市町村でもとっていく、県の工事もとっていく、こういうふうにしてですね、もちろん施工技術を高めるとか、そういうことも含めてという説明だったんですよ。今の町長の説明だったらね、分離分割したって町内の業者が入れるなんて限らないんだよと、そういう話になるんですよ。これはね、もうめちゃくちゃな議論なんですよね。

それで次の質問に入りたいと思います。それでね、この落札した業者がありますね。この建築工事部分というのは自社で工事するんですか。それとも下請発注をするということが予想されますか。

○議長(柴原成一君) 朝日良一君。

○学校教育課長(朝日良一君) はい。今回の特定建設業っていうことで、こちらで考えているのは、そういった下請工事も想定できるという判断で特定建設にしてるものです。以上です。 ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) 多分下請なのか上なのかわかりませんけど、下請発注をするんだろうと思うんですね。で、これ本来の形はね、この守谷市のような形です。50%――少なくともね、50%以上ね、建築工事があれば、まあ足場を組む、ね、それから校庭を管理する、いろんな意味で建築工事が中心となって、それでもってね、その部門部門、まあ給排水だったらこちら、電気だったらこちらという形で、町内の業者をフルに使ってもらうと。こういう形にするのが本来の、普通のあり方です。守谷ではそういうふうにやってますよ、これ。建築でとって、その後設備関係でトイレそのものはね、その設備工事業者、これ地元の業者だと思いますよ、みんなね、これ入ってるんですよ。

だから……。いや,まだ質問中だから。だからね,これはね,やっぱり先ほどね,野口議員がね,朝日課長やりとりしてたように,どうも少しね,十分に検討しなかったのではないか。だから,十分に研究をしなかったのではないかと,まあちょっとね,苦しい答弁だったと思うんですね。そうは言ってもね,今後ね,どうもちょっとやり方まずかったかなと。地元の業者も入らないし,はっきり言うと,地元の業者でなければね,なかなかその……。いや,地元業者が入れるとは限らないですよ,これね。入札やった結果ね。しかし,まあ可能性は高いですよね。そういうところで,私は少しね,問題があったのではないかということなんですが。

で、もう1つ。このランダム系数の数字ってのは幾らだったですか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) よくよく下請見てもらえばわかると思いますよ。今回の、この耐震化においても、じゃ阿見町の業者がどれだけ入ってるかという、やっぱりその業者──松浦建設なら松浦建設がとれば、やっぱりその下にいるっていうのは、また違う企業体っていうか、そういうのがいると思うですよね。やっぱり、それやっぱり、とった人の業者に、やっぱり尊重しなけりゃいけないんじゃないですか。この人を使え、この人を使えってわけにいかないわけだから、そういうことを1回調べてくださいよ。

下請みんな阿見町の人がやってるって、そういうことはなかなかないです。できないです。物理的に。こっちはランダム係数言ってから。

- ○議長(柴原成一君) 朝日良一君。
- ○学校教育課長(朝日良一君) はい。お答えいたします。

まず、先ほど海野議員からですね、守谷市の例を説明して……。私も話を聞きました。守谷市さんのほうでは、そういうふうな方式をとったと思います。ほかの市町村も見ていただくと、ほかの市町村では管工事で出してるとこもございます。こちらのほう、私のほうでもちょっとつけ加えさしていただきたいと思います。

で、今のランダム係数ですが、今回のこのトイレ改修工事のランダム係数につきましては、 0.999になっております。以上です。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) あのね、最後の質疑なんだけど、本当にね、町長はね、めちゃくちゃなんですよ。今ね、審議をしてるのは、この議案第70号をね、審議してるんですよ。それを松浦建設がどうのこうのって。学校耐震化なんて話をしている。こんなね、めちゃくちゃな答弁をして恥じないというのは、町長恥ですよ。申し上わけないですけど。

以上ね,私は問題点を指摘し、そしてね、今後ね、直していくっていうことも確約を……。 まあ検討するかな。検討するということも確約をしましたので、私の質疑は終わりしたいと思 います。

- ○議長(柴原成一君) 3番野口雅弘君。
- ○3番(野口雅弘君) 私も、町長が言ってるのが朝日君の言ってるのとちょっと変わってき ちゃったんで、もう1度確認だけしたいんですけど、阿見町の業者が入れるような考え方を持 ってやるっていうことでよろしいんでしょうか。
- ○議長(柴原成一君) 朝日良一君。
- ○学校教育課長(朝日良一君) はい。お答えいたします。

やはり工事の規模によりまして、それは当然特定建設……。先ほど言いましたが、下請ってのは想定できます。その場合には、一般建設業の方は下請を——3,000万以上下請を入れるこ

とはできません。そういった法律が、まずございます。そういったことを勘案しまして、工事 規模が大きくなってしまえば、そういった特定建設業という業者さんになると。そういった業 者さんは、町内にいないということが今わかりましたので、これからそこら辺のことも踏まえ て一般建設業でもですね、できるようなことも視野に入れながら発注していきたいと、このよ うに考えております。

○議長(柴原成一君) 14番吉田憲市君。

○14番(吉田憲市君) 今のやりとりを聞いてますと、非常に危ない。法的にね、建設業の関係の法令でですね、危ない発言があるんだよね。まず朝日課長は、今後阿見の業者……。これ分離分割発注したことに対してはね、非常に敬意を表します。たまたま結果はね、地元業者育成それから地元業者支援という形の分離分割発注じゃなかったと、たまたまね。で、今後はじゃあ、そういう形にしていきますよという答えを最初にいただいたんですが、これは断言はできないんですよ。

というのは、その工事高によってね、やはり特定建設業で。特定建設業であれば下請は幾ら出しても問題ありません。建設業をでね。しかし、一般建設業の業者がとった場合に3,000万しか出せないんですから。ですから、今後大きな金額によってはね、またこういう事態があるかもしれないという話なんですけども、ここで1つ提案。発注するほうは、どんな形で発注してもいいんですよ。例えば金額を割ってもいいしね。これは自由ですから。買うほうはね。しかし、じゃあその金額をね、受けた特定建設業者さんが、それじゃあ先ほどの町長が言ったようにね、阿見の業者さんばかりじゃないと。

まあM建設会社の話しましたけども、そういう形で阿見の業者さんを使ってくれというような……。例えばですよ、そうような言い回しをしたらね、談合ですから。官製談合ですよ、これ。だから、非常に町長危ない話をしてるなと今思ったの。ですから、それをおわかりになってればいいんですけども。

今後ですね,発注の仕方――建設業法違反になんない発注の仕方をね,検討して,そして地元業者育成に分離分割発注せっかくとったんだからね,という形ににしていってほしいなというふうに思います。要望です。

- ○議長(柴原成一君) 質問でなくてよろしいですか。
- ○14番(吉田憲市君) はい。
- ○議長(柴原成一君) 13番藤井孝幸君。
- ○13番(藤井孝幸君) 今までの話の中でね、やっぱり地元業者を育成しなければならないということは、もうお互いに共通認識だと思うんですね。今回何でやらなかったかという話になるんですけども、来年から考えますということで、考えるんだったら今回考えなきゃいかん

だったんですよ。ね、だから、何で今回だけこういうことしたかという話なの。来年から考えてやれるものならやるんでしょう。ね、建設業法に違反しない程度でやるわけでしょう。そらあ当然ですよ。地元業者の育成というのがあるから。当然でしょう。だから、今回はそういうやり方を私はもっときめ細かくしてやらなければいけなかったというふうに思います。

で、町長にお尋ねしますが、町長は地元業者の育成をどのように考えてるかをお尋ねします。 〇議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 地元業者でもやれるものとやれないものがあるっていうことを言ってるんですよ。今回の、あれはこの次に出てきますね。建設の阿見小学地区の……。これあたりはみんな分離分割でやって、町の業者がみんなできるだろうと、金額的にね。だけど、金額的にできないものを無理やり、ね、地元育成だからってやれることではないんですよ。何だってきるっていう問題じゃない。それは首長がこうやってやればいいって言うかわかんないけど、そんな簡単なもんじゃないと私は思いますね。

先ほど吉田議員も、なるべくなら町の業者って。確かに誰もが思うのは同じですよ。でも、 やっぱり規模があって、その規模の中でやっぱりとっていただいて……。ただね、この業者に やってくれって言ったって、そういうことはできないわけだから、なるべく阿見町の業者を使 ってくれって、これも官製談合っていうわけ……。だめなんだから、やっぱりそういうことは、 とった人がやっぱりそれなりに感じてやっていただけなきゃいけないんじゃないですか。やっぱり規模ってのあるんだもの。

こんだけの規模のものを、じゃあ阿見町の業者でできるかって、全てが分離分割できるかって、そんな問題ではないじゃないかなと思いますから、簡単には私はできない。だから金額の大小によって、やっぱりきちんと大手の企業にやっていただくという。そうじゃなければ保証でも何でもきかないですよ。そういうことを考えています。

○議長(柴原成一君) 13番藤井孝幸君。

○13番(藤井孝幸君) 私の質問はね、町長は地元業者を育成をどのように考えてるかという質問なんですよ。ただその金額によって大手業者しかできないとかちゅう、それは朝日課長のいうことと違うんじゃないですか。ある程度考えれば可能性はあると言ってるんだもん。そのときに阿見町の業者が入るか入れないかは、それは確約はできないということはわかりますよ。だけど、考えてみますと。来年から考えてみますと言ってるんだもん。金額なんかどうでもいいんですよ、それは。

だから、私は地元業者を、地元業者の育成を町長がどういうふうに考えてるか、必要性があるのかないのか、そこを聞きたいんです。

○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 必要性があるのが当たり前じゃないですか。ただ、やれることとやれないことがある。だから、金額的に少なければ十分町の業者ができるんだから、そういう中で分離分割してしたらいいだろうっていうことで、阿見小学校の児童館の問題だって分離分割にしたんじゃないですか。そうでしょう。やっぱり、できることとできないことあるんですよ。それは金額的に。ただ金額がね、金額が大きくて、じゃあそれに当てはめて8,000万のやつを1,000万円台で8社あるのかって、阿見町で8社なんてないですよ。やっぱり、そういうものが、問題があるんだっていうこと、そんなに簡単にはできないんだということ。それを言ってるんです。

誰でもが町の業者にっていう、そういう思い。ただ、町の業者の中でもね、なかなかそういう仕事ができないっていう――規模的にできないっていう業者が多いっていうこと言ってるんですよ。

○議長(柴原成一君) 13番藤井孝幸君。

○13番(藤井孝幸君) 町長ね、俺も言葉じりをとってぐずぐず言うつもりはないんですけども、町長が言うこととやることが違うから、私が時々言うんですよ。何でかっちゅうとね、私のこの平成22年の9月に、入札に関連し地元企業の育成はどう考えてますかという質問をしてるんですよ、町長は。そしたらね、これまでも……。まあちょっと正確に、まあ時間かかるから読まないんですけども、「今でも町内事業者の受注機会をなるべく多くするように、そういうことを私は言っています。そういう中で、もう町が町内業者を育成するという時代は過ぎました」って書いてある。そう答えてるの。

そうじゃないでしょうもん、やっぱり。町としては、事業を発注しながら町内の業者を育成するというのがある程度役割だと思いますよ。税金を払ってんだもん。だから、税金を使うんだから、町内業者になるべく潤うようにするのが当たり前の話でしょうもん。だから、こういうの町内の事業者を育成する時代は過ぎましたなんていう、そういうこと言っとって……。こういうことに、何もその町内の業者は全然入ってないから、このとおりにやるんだなというふうには思ったんですけども、育成するち言ってんだから、言うこととやることが違うち私は言ってんですよ。

だから,町内業者を育成する必要があるかないかちゅうことだけ,ちょっともう一度確認してください。

○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 町内業者のね、業者の受注機会を増やすということは、これは大事ですよ。だけども、今は自分たちで一生懸命技術革新をしていく時代だということ、それ言ってんですよ。水道でも何でも1本でぼーんとでかく出しちゃえばそれでいいんだけど、今はど

んどんどんどん小さく出してるじゃないですか。みんな、町の業者の皆さんが随分やってます よ。だから、そういう受注機会を随分増やしてる。

ただ技術だ何だっていうのは、やっぱり自分たちが研究して、やはり技術の向上に努めなければ、阿見町が受注機会を増やしたからって技術が向上するわけじゃないですよ。やっぱり自分自身——事業者がやっぱりそれだけの意識を持って、やはり自分の事業として、やっぱり確立していくためには、やっぱりね、事業者が自らがやっぱりそういう研究をしてやっていくという、そういう意味合いで言ったんですよ。わかりましたか。

- ○議長(柴原成一君) 13番藤井孝幸君。
- ○13番(藤井孝幸君) そういう意味合いとか何とかで言われてもですね、やはりその議会の中で、やりとりの中で、町長は地元業者の育成をする時代は過ぎたとか言ってるから、ね。だから、そうじゃなくて朝日課長だって今回のことはちょっと別として、来年そうやって地元業者を育成ということを考えて、ね、発注しましょうというようなことを言ってるんだもん。町長は額によるからできないって言ってるわけでしょう。逆に言ったら。だけ、そこを工夫するのが町のやり方でしょうもん。発注する側の。育成するつもりがあれば何ぼでも要件なんかは変えられるじゃないですか。そこを言ってるんです。

だから、私は少なくとも地元業者の育成というのはね、これは行政の役割だというふうに思います。税金を納めてもらう、まあ税金を使う、それで発注して地元業者が潤ってもらう。それでだんだん大きくなってですよ、いろんな事業に手をつけられるようにする。こういうことが、町長がいつも言うように当たり前じゃないですかっちこれなんですよ。当たり前なの、それが、それで、あるときにはこう言う、あるときにはこう言うからややこしくなるわけですよ。一貫性を持ってください、一貫性を。はい、終わります。

- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 今のやりとりを聞いててね、非常に疑問に思ったことが1つあるんです。 私はね、これは本来は建築工事で出すべきじゃないかと言いましたね。これ建築工事で出した ら町内業者でやれるところないんですか。
- ○議長(柴原成一君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日良一君。
- ○学校教育課長(朝日良一君) はい。お答えいたします。建築工事で発注した場合,町内に特定建設の許可を持ってる業者さんあると思います。
- ○議長(柴原成一君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 私はそこ言ってんですよ。ね、分離発注して、それで管工事で。管工事でやったらないんです。なかなかね、3,000万以上で出せない。特定のやつはなんですよ。これ、建築工事で出せば十分にやる業者が何社もあるんですよ。何社もあるんですよ。何でそう

いうふうにしなかったのかと。これを最初に僕は聞いてるわけですよ。それを町長は、何か町 内業者には金額的にできるところないんだ、できるところないんだって。そりゃそうですよ、 分離発注して管工事にして800点以上だったら、しかも特定とってない、これないです。育て てないんだもん。

だから、これは一般建築工事で入札を行うべきだったと、こういうふうに言ってるんですよ。 今後、ね、野口議員、吉田議員、藤井議員、それぞれね、朝日課長とのやりとりも含めて、次 回からはそういうことも含めて、地元業者が入札の――少なくてもね、入札のチャンスを与え てもらえるような、そういうふうにしていただきたいということ申し述べて終わりにしたいと 思います。

○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 今の話ですけど、阿見町には特定業者1社ですよ。何社もないですよ。何社もありません。阿見町にはね。ただ、私はもう分離分割ということで今回やったのに、それをまたころころころ変わるっていう、藤井議員が言ったけれども、また変わったのか、そういうことはできないと思ってます。

○議長(柴原成一君) 続いて質問はございませんか。 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) 何社もあるって言ったのは失礼しました。建築工事では1社でしたね。 その他はありますね。土木なんかの関係ではね。ただ1社であれ、地元の業者がですね、きちんと存在して、その業者が入札の機会を与えられないっていうのは不満だと思いますね、私はね。それは入札の結果だから、とれるかとれないかはわかりませんよ。しかし、チャンスを与えられないっていうのは非常に不満だと私は思います。そういうことを申し上げて、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長(柴原成一君) 13番藤井孝幸君。

○13番(藤井孝幸君) トイレのね、改修で我々が――議会が要望として毎年出してますよね。そのときにトイレ、洋式トイレにしてくださいといって今回図面を見たら、それぞれブースに1カ所ぐらいですか、和式があるのはね。和式は。だから、ほとんどが洋式なんですよ。だけど我々が要望して、その回答が全部はやりませんと。50%を目標にしますと。こう書いてるのね、洋式。何かその、我々は半分ぐらいはしてくれるんだなと思ったけど、何でそういう回答になったか私もよくわかりませんけども、要は全部するのが1番私はいいと思うんですけども、まあ1カ所残るのは残す理由はあるでしょう。ただ50%が何で90%ぐらいなったのか、ちょっとそこを。

○議長(柴原成一君) 朝日良一君。

○学校教育課長(朝日良一君) はい。お答えいたします。

50%以上ということで多分お話はしてるかと思います。で、その当時は多分ですね、その半分以上を洋式化するという考え方で御返事さしてもらってるかと思います。その後、私どものほうでも、いろんな学校のですね、トイレ改修したところに見学さしていただきました。そういうところと、あと藤井議員がおっしゃるとおり全部洋式化してるところもありました。ただ、やはり和式ってのは言葉のとおり、ね、日本の和ですよね。その和式トイレがやっぱり1個もないってのは、学校教育上とかですね、ほかの、日本人としてどうなのかという部分もありまして和式……。あと洋式トイレは使いたくないという方も中にはいらっしゃるかと思います。いろんな理由で。そういったことも配慮しまして、とりあえず阿見町では、これからもそうですけども、和式トイレについては各ブースに1つで、ほかは全て洋式化さしてもらうというふうに考えております。以上です。

- ○議長(柴原成一君) 13番藤井孝幸君。
- ○13番(藤井孝幸君) 意味わかりました。まあね、いろいろ見学した後そう変わったということでわかりました。

それともう1つね、この阿見、学校は小中学校ね、3校と8校とあるのに、朝日中学校を選んだ理由は何でしょうかね。私はね、小学校を対象にしてあげたほうがよっぽどいいような気がするんですけども、どうですか。朝日課長が名前が朝日だからな。

- ○議長(柴原成一君) 朝日良一君。
- ○学校教育課長(朝日良一君) はい。私名前は朝日と申しますけれども、そういった私の名前を考えて、そこを選定したっていうふうに話すことはないですけども、ちょっと……。申しわけありません。私もちょっとその理由はわかりません。ただ、これからですね、ほかの小学校、中学校も順次やっていきます。たまたま、その朝日中学校が今トップバッターになったと、そういうふうにちょっと御理解していただきたいと思います。特にこうだからっていう理由は、多分ないと思います。
- ○議長(柴原成一君) 教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) じゃあ、お答えします。

1番古いのはですね、阿見中学校が給排水が1番古いんですけど、それは途中で直してあるんです。で、中学校としては朝日中が1番老朽化してるっちことで。で、小学校については、ちょっと今再編計画ちゅう部分で計画やってますよね。それとかみ合わせて、今3カ年のほうで調整してるちゅう部分で、中学の1番老朽化してる朝日中学校を先行にしてるちゅうような形でとっておりますんで、御理解ください。以上です。

○議長(柴原成一君) 13番藤井孝幸君。

○13番(藤井孝幸君) 再編計画ちゅうけども、例えば古い阿見小ね、阿見小が優先順位上がってってもいいんじゃないの。ええ。小学校のほうがさ、少しちょっと体力的にね、ないんで、夏なんかちゅうのは俺は小学校にやったほうがいいと思うんだけどね。まあ、これはこれでしょうがないけども、なるべく体力的に弱いところを優先的にやっていただきたいと。こういうふうに思います。

- ○議長(柴原成一君) 質問ではないですね。
- ○13番(藤井孝幸君) はい。
- ○議長(柴原成一君) ほかに質問は。15番倉持……。
- ○15番(倉持松雄君) あ、質問じゃねえや。申しわけないです。
- ○議長(柴原成一君) はい。じゃあ、ほかに質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号から議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) それでは、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第70号から議案第71号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。 異議ありましたか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認めます。

よって議案第70号から議案第71号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第72号 阿見小学校区第1・第2・第3放課後児童クラブ建設工事(建築工事)請負契約について

○議長(柴原成一君) 次に、日程第7、議案第72号、阿見小学校区第1・第2・第3放課後 児童クラブ建設工事(建築工事)請負契約についてを議案といたします。 提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

#### [町長天田富司男君登壇]

〇町長(天田富司男君) 議案第72号,阿見小学校区第1・第2・第3放課後児童クラブ建設 工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、放課後児童クラブの専用施設の新築工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成28年2月26日までです。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりでございます。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(柴原成一君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) これは先ほど論議になりました地元業者が落札しています。で、3社が応札をしているんですけども、2社が辞退をしてます。で、1社で2回目入札しているという経過がここにあるんですけども、私最初辞退が2社あって、1社では競争が成立しないんじゃないかという思いがあったんですけども、これは前に説明を聞いて発注した段階で、もう競争が、もう始まってると。だから1社であっても、これは競争してるというふうな位置づけになるということは十分わかりました。

それで、ここの場でちょっとお伺いします。入札が不調になる3つの要因を、ちょっとお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます……。

6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) 一般的に、私は1社では入札が成立しないじゃないかと思ったんですけども、よく入札がね、不調になるということを聞きます。そのときの、阿見町で入札が不調になる場合の要因を教えてほしいという質問でございます。

[「それは一般質問でやってほしいな」「議長、どうか言わねえと」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) これは業者を決めること。前にも言ったけど、業者が決めることで、その要因はわかるわけないですよ。町がどういう理由でどうのこうのって、それはね、皆さん聞いたらいい、聞いたらいいって言うけど、それはやっぱり無理な話だと思いますね。要因って。だって不調になるっていうことは、皆さん入札しないっていうことだから。

だから、まあ先ほどね、飯野議員が言ったとおり、1社でもね、やっぱり一等最初にもう20社とか幾らかっていうその人たちに入ってくださいってお願い……。まあ、こちらで入札の枠の中で皆さん入札できますよっていうことは、こちらでお知らせするけど、そこでやらないということは私たちが決めることじゃない。業者が決めることだから。やらないものをやれやれという話はできないわけだから、これはまあ、要因がどうのこうのっていうのは、阿見町がそんしゃくすることではないんじゃないかな、そう思います。

○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) ええ、十分もちろんわかってます。その点についてはね。だから、3 社が応札して2社が辞退をしたと。辞退をした理由は、もちろんその辞退をした会社でなけれ ばね、これはわからないということはわかります。しかし、町として例えば最低制限価格がも ちろん下回ってるとかね、上限があると。そういうことで、よく高どまりで入札が不調になっ たと、そういう要因っていうのは当然あると聞きましたけども、それさえも町のほうとしては、 この場で答えられないということなんですか。

[「質問が違うんじゃないですか」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 飯野良治議員に申し上げます。現在,今議案第72号を審議しております。それは一般的な部分のものでございますので,その質問は別の機会にお願いしたいと思います。

- ○6番(飯野良治君) わかりました。
- ○議長(柴原成一君) ほかに質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第39条第3項の規定により 委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第72号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴原成一君) 御異議なしと認めます。 よって議案第72号については、原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長(柴原成一君) 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。 これをもちまして、平成27年第2回阿見町議会臨時会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

午前11時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柴原成一

署 名 員 飯 野 良 治

署 名 員 平 岡 博